

「助けあいネットワーク」専門家との連携で 依頼者の立場に立ち解決

多重債務被害者の会から 相談同席の依頼受け

昨年十月、多重債務被害者の会の相談員から「住宅所有者の債務整理相談があるので同席してほしい」と要請があり被害者の会事務所
所で相談に同席しました。相談者Aさんは、失業による収入減で「住宅ローン支払いがきつくカードローン数社からの借入で凌いできたが行き詰ってきた」とのことでした。離婚により住宅は独り住まいとのことで、住宅の維持を諦め、弁護士に依頼して自己破産を選択する方向となりました。住宅ローンの支払い遅れは始まったばかりだったので売却手続きは少し先になるため、住宅ローンやカードローンの支払いを止め、生活を再建するために弁護士への相談を優先することとし、被害者の会の顧問先の法律事務所
に相談の予約を取りました。

法律事務所
の相談には、当社担当者が同席し住宅の価格査定額を

報告しました。各債権者への受任通知を直ちに送付することになりました。

今年二月に法律事務所より住宅の任意売却を進めてほしいとの連絡があり、Aさんと売却打合せを行い、住宅ローン保証会社に書類を提出。その後、売却価格指示が出て販売開始となりました。ほどなく購入申し込みがあり、保証会社の内諾を得てこの度契約の運びとなりました。

Aさんは、破産申し立ても受理され間もなく免責決定とのこと
で、人生再スタートするとの決意
でした。

司法書士・税理士との 連携で解決

通信読者のBさんから、相続する予定の不動産の査定依頼の連絡があり、相続診断士の資格保有の当社担当が訪問することになりました。電話でお話を聞いたところ、親族が亡くなられて、相続人が六

人おり道外に三人にいたるとい
うことが判明し、売却する為
には、相続登記をする必要が
あることが確認できました。

まずは、当社と助け合いネット
ワークで連携している司法
書士さんとBさん宅を訪問し
てお話を聞き、当社は不動産
の査定、司法書士さんは不動
産の相続登記された財産の遺
産分割協議書の作成を行うこ
とになりました。

また、財産の総額を調べた
ところ、相続税がかかること
が分かり助け合いネットワー
クで連携している税理士さん
に依頼して、相続税の申告手
続きをお願いすることになり
ました。まずは、どうすれば良
いか分からない状態から道筋
とゴールが見えたことで、Bさ
んも安心していました。

その後、不動産の相続登記
が完了し売り出しを開始し買
い手がつきました。
司法書士、税理士との連携で
Bさんの相談を解決できたこ
とは何よりです。

「助けあいネットワーク」賛同します！

上記掲載記事で、ご協力いただいている専門家の方たちです。

札幌陽は昇る会

北嶺不動産は当会のサポ
ート会員であり、全国集会にも
参加してもらい、良き相談相
手です。私たちも「助けあい
ネットワーク」に賛同します。
借金返済・生活再建のことな
どご相談ください。

白石区平和通3丁目北5-12-1F
TEL (011) 866-1015

古川司法書士事務所

相続や贈与などに伴う不動
産の名義変更、認知症のご家
族やご自身の将来に備えるた
めの成年後見制度のことなど
お気軽にご相談ください。

東区北33条東15丁目
2-10-402
TEL (011) 788-7482

根本良太税理士事務所

地域の皆様と暮らしをとも
にする税理士事務所です。
お金は将来に備えた大切な
資金です。予期せぬ所得税の
支払いでお困りにならないよ
う、事前にご相談ください。

西区琴似2条4丁目1-24
7F 3階
TEL (011) 633-7255

北嶺通信

建築・リフォームは…

北嶺グループ ㈱共同舎へ

2019年

4・5月

NO.69

北嶺不動産有限公司

札幌市東区北31条東17丁目5番24号
T (011) 783-5667 F (011) 783-5768
E-mail hokurei1985@topaz.ocn.ne.jp
URL <http://hokurei-fudousan.co.jp>

※裏面もご覧ください。